

## 平成25年度当初予算 選択・集中プログラム取組概要

### 緊急課題解決10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト (主担当部局：環境生活部)

#### プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

#### プロジェクトの数値目標

目標項目		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
不適正処理事案における支障除去の着手件数	目標値	-	3件	4件		4件
	実績値	1件				

各指標のH23年度数値は現状値

#### 目標項目の説明

過去の不適正処理4事案(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数

#### 進捗状況(現状と課題)

- 産業廃棄物が不適正処理された事案のうち、4事案(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)については、生活環境保全上の支障等の状況から、国の支援を得て順次、行政代執行に着手することとしています。8月27日に、産廃特措法に基づき実施計画(案)を三重県環境審議会へ諮問し、9月11日に、4事案とも妥当である旨の答申を得ました。
- 目標項目となる「着手件数」の実績値については、これら4事案のうち、1事案(桑名市五反田事案)については着手済みであり、年度内に更に2事案(四日市市内山事案、桑名市源十郎新田事案)について着手予定であり、実践取組の目標である3件を達成できる見込みです。
- 今後、地元関係者の理解のもとで、適切な年次計画に基づき対策事業を進めていくとともに、引き続き、排出事業者等への責任追及や粘り強く原因者への費用求償を行っていく必要があります。
- 不適正処理事案の発生を未然に防止するため、排出事業者の処理責任を徹底する必要があることから、平成24年度から新たに7人の環境技術指導員を地域機関に配置し、多量排出事業者(訪問対象566社のうち、10月末実績426社訪問。訪問率75%)を訪問して、電子マニフェストや優良産廃処理業者の活用に係る働きかけを行っています。また、電子マニフェストの加入料助成(10月末実績107件/当初予算400件)や操作研修会(22回のうち16回開催済)を実施しています。
- 電子マニフェストや優良産廃認定業者の活用促進のため、処理業者側の取組も必要となることから、処理業者を対象とした優良認定制度説明会の実施に加え、業界団体(三重県産業廃棄物協会)との協議、調整を重ねるとともに、優良認定制度上の申請手続きの制約の緩和について国と協議を行います。

- ・これまでの事業者訪問結果では、紙マニフェスト利用など現状維持で十分と考える排出事業者もあることから、今後とも排出事業者に対して丁寧に説明し、効率的・効果的に働きかけを行う必要があります。また、優良認定を取得してもメリットが少ないという業界団体の意見もあることから、インセンティブとなるような仕組みづくりが必要です。

## 平成 25 年度の取組方向

平成 25 年度には 4 事案全てについて環境修復事業に着手し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

### （桑名市五反田事案）

緊急的に実施している地下水の浄化措置を継続しつつ、有害物質の高濃度箇所からの廃棄物等の部分撤去による恒久対策に着手します。

### （桑名市源十郎新田事案）

地下水の上流側に位置する旧処分場から鋼矢板による囲い込み工に着手し廃油の移動流出防止を図るとともに、引き続き、汚染源箇所からの PCB を含む廃油の回収を確実に行っていきます。

### （四日市市大矢知・平津事案）

覆土・雨水排水対策の前段階として、調整池や進入道路を設置し雨水の調整機能と処分場へのアクセスを確保します。

### （四日市市内山事案）

引き続き、霧状酸化剤の注入を実施するとともに、整形覆土工による恒久対策に着手し、雨水浸透防止・廃棄物の飛散流出防止を図っていきます。

なお、工事については、地元及び関係機関と十分調整したうえで実施してまいります。実施中であっても工事の進捗状況や有害物質の検出状況のモニタリング結果を適時・的確に情報共有してまいります。また、引き続き、排出事業者等への責任追及を行うとともに粘り強く原因者への費用求償を行ってまいります。

不適正処理事案を未然に防止するため、環境技術指導員の訪問により多量排出事業者に対して電子マニフェストや優良産廃処理業者の活用に係る普及啓発を行います。平成 25 年度はマニフェスト発行件数の多い事業者や、横ならび感の強い業界（建設業者）を重点的に訪問し、効率的・効果的な方法により、電子マニフェストと優良産廃認定業者の活用を促進します。また、産業廃棄物排出事業者団体（三重県産業廃棄物対策推進協議会）への働きかけを行い、自主的な取組を求めるとともに、電子マニフェストの加入料助成の継続と操作研修会の充実化により、更なる普及促進を行います。

産業廃棄物処理業者においても電子マニフェストや優良産廃処理業者認定制度の取組が必要であるため、三重県産業廃棄物協会に設置された優良事業者評価推進専門部会と緊密に連携して優良産廃認定業者の育成に取り組むことに加え、新たに、処理実績が多い産廃処理業者への個別訪問を行います。

優良認定のインセンティブとなるような仕組みづくりについては、環境配慮契約法上の優良業者活用策についての国の対応状況を見極めつつ、県自らが活用する仕組みを、優良産廃認定業者数をふまえながら、関係部局と協議し検討を進めます。

## 主な事業

### <実践取組 1> 「不適正処理事案」を早期に解決するために

#### 環境生活部

##### 環境修復事業

予算額：(24) 573,581千円 (25) 1,668,552千円

事業概要：産業廃棄物不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障等が認められ、原因者による是正が困難な4事案について、産廃特措法による国の支援を得て、順次、支障除去対策に着手するとともに、その他の事案も含め、周辺環境のモニタリングを継続実施するなどして、住民の安全・安心を確保します。

### <実践取組 2> 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために

#### 環境生活部

##### 産業廃棄物処理責任の徹底促進事業

予算額：(24) 55,071千円 (25) 23,017千円

事業概要：産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、多量排出事業者への電子マニフェストや優良産廃認定業者の利活用について、マニフェスト発行件数の多い事業者や横ならび感の強い業界への重点的な訪問により働きかけを行います。また、業界とも連携して優良産廃認定業者の育成を進め、新たに産廃業者を訪問し処理業者側からの働きかけも行います。